166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A及び｛（166,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（166,200円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.991－F－G＋H

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×A、｛（166,200円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（166,200円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.023

［略］

［略］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α×0.991＋（C×1.145）×α＋D×0.991－E－F

A×1.037、B×1.037、｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α、｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α×0.991、C×1.145、（C×1.145）×α及びD×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×0.03）＋｛（b－2,000×c）×0.08＋（c×60）｝＋｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1＋（f＋g）×460

（a×0.03）、（b－2,000×c）×0.08及び｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A及び｛（150,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（150,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.990－F－G＋H

150,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（150,100円×α）×A、｛（150,100円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（150,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.990に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.102

［同左］

［同左］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α×0.990＋（C×1.028）×α＋D×0.990－E－F

A×1.012、B×1.031、｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α、｛（A×1.012）－（B×1.031）｝×α×0.990、C×1.028、（C×1.028）×α及びD×0.990に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

（a×0.03）＋｛（b－2,000×c）×0.08＋（c×60）｝＋｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1＋（f＋g）×460

（a×0.03）、（b－2,000×c）×0.08及び｛（d＋e）－7,000×（f＋g）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を